

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）

1 教育・保育事業提供区域の設定

（1）幼児期の教育・保育事業

① 教育・保育事業提供区域

これまでの計画では、行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育事業を提供する区域」として定めてきましたが、行政区域を跨いだ教育・保育事業の利用が増加していることや、待機児童の解消を全市的な最優先課題としてとらえ、柔軟な対応を行う観点から、区域分けは行わず、1区域として設定します。なお、施設整備等の確保方策の実施にあたっては、地域間のバランスに十分配慮しながら行うこととします。



② 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定める事業は以下のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児（教育）	こどもが満3歳以上で幼児期の教育を希望
		2号認定児（教育）	こどもが満3歳以上で幼児期の教育を希望※
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で0～2歳のこどもを預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）
	利用対象者	2号認定児	こどもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要
		3号認定児	こどもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要

※通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

（２）地域子ども・子育て支援事業

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子・子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しています。

2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みの考え方

令和6年1月に実施したニーズ調査をもとに、各事業の量の見込みを算出しました。なお、各事業の量の見込みは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）』に基づき算出しましたが、算出されたニーズと実際の利用状況に乖離があった事業については補正を行いました。



※コーホート要因法
（令和2年（2020
年）の国勢調査に基
づく）による推計を
基に、目標人口を算
出しました。

※父母の就労状況や教
育・保育の利用意向
により、タイプA～
Fまでの潜在家庭類
型に分類しました。

※潜在家庭類型ごと
に、事業の利用意向
率を算出しました。

潜在家庭類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上と 64 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 64 時間未満と 64 時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプF	無業×無業

3 目標人口

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこと
もについて、コーホート要因法（令和2年（2020年）の国勢調査に基づく）による推計を
基に、施策を通じて社会移動が活性化され、自然減が緩やかとなることを目指した目標人
口を算出しました。

（人）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	795	802	808	813	821
1歳	863	839	847	853	859
2歳	984	896	872	880	886
3歳	956	1,007	920	895	904
4歳	1,069	981	1,033	944	918
5歳	1,106	1,085	996	1,047	958
6歳	1,118	1,142	1,121	1,030	1,082
7歳	1,271	1,131	1,155	1,136	1,043
8歳	1,258	1,277	1,136	1,160	1,141
9歳	1,269	1,265	1,283	1,143	1,166
10歳	1,355	1,279	1,274	1,294	1,153
11歳	1,486	1,362	1,287	1,281	1,301
合計	13,530	13,066	12,732	12,476	12,232

（人）

鎌倉地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	192	193	193	193	194
1歳	204	206	207	207	207
2歳	231	213	215	216	216
3歳	210	235	217	219	220
4歳	247	215	241	223	225
5歳	244	251	219	245	227
6歳	229	264	271	237	265
7歳	274	233	269	276	241
8歳	298	272	231	267	274
9歳	308	301	275	234	270
10歳	342	308	301	275	234
11歳	395	344	310	303	277
合計	3,174	3,035	2,949	2,895	2,850

(人)

腰越地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	84	84	85	85	86
1歳	96	92	92	93	93
2歳	94	102	98	98	99
3歳	120	102	111	107	107
4歳	143	125	106	115	111
5歳	114	150	131	111	121
6歳	141	120	158	138	117
7歳	130	145	123	163	142
8歳	166	131	146	124	165
9歳	144	169	133	149	126
10歳	181	147	172	136	152
11歳	211	183	149	174	137
合計	1,624	1,550	1,504	1,493	1,456

(人)

深沢地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	144	150	156	162	168
1歳	181	157	164	170	177
2歳	187	187	163	170	176
3歳	198	196	196	171	179
4歳	196	203	201	201	175
5歳	244	200	207	205	205
6歳	217	252	206	214	212
7歳	285	219	254	208	216
8歳	245	288	221	257	210
9歳	263	245	288	221	257
10歳	274	267	249	293	225
11歳	284	275	268	250	294
合計	2,718	2,639	2,573	2,522	2,494

(人)

大船地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	254	253	251	249	248
1歳	251	260	259	257	255
2歳	313	259	268	267	265
3歳	288	314	260	269	268
4歳	318	295	321	266	275
5歳	342	319	296	322	266
6歳	363	343	320	297	323
7歳	393	365	345	322	299
8歳	363	396	368	347	324
9歳	388	364	397	369	348
10歳	370	390	365	399	371
11歳	410	371	392	366	401
合計	4,053	3,929	3,842	3,730	3,643

(人)

玉縄地域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	121	122	123	124	125
1歳	131	124	125	126	127
2歳	159	135	128	129	130
3歳	140	160	136	129	130
4歳	165	143	164	139	132
5歳	162	165	143	164	139
6歳	168	163	166	144	165
7歳	189	169	164	167	145
8歳	186	190	170	165	168
9歳	166	186	190	170	165
10歳	188	167	187	191	171
11歳	186	189	168	188	192
合計	1,961	1,913	1,864	1,836	1,789

4 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 確保方策（事業の提供体制）及び実施時期

ア 教育事業における量の見込みと確保方策

「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園及び幼稚園で幼児期の学校教育を行います。
(対象は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児)

教育事業においては、量の見込みに対して既存の供給量で確保できる見込みです。

(人)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1号認定	986	986	987	985	986
	2号認定(教育)※	283	281	281	280	279
	合計①	1,269	1,267	1,268	1,265	1,265
確保 方策	特定教育・保育施設	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805
	私学助成の幼稚園※	495	495	495	495	495
	合計②	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
過不足(②-①)		1,031	1,033	1,032	1,035	1,035

※ 「2号認定(教育)」とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。教育事業における確保方策としては「認定こども園」と「幼稚園」が該当します。

※ 「私学助成の幼稚園」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のことです。なお、この幼稚園に通う幼児は量の見込みの1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされています。

イ 保育事業における量の見込みと確保方策

「保育所保育指針」に基づき、「保育を必要とする」乳児又は幼児に対し、認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業等で保育及び教育を行います。

保育環境の整備を進めながら、待機児童の減少に努めるほか、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。

(人)

市全域			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み①	2号認定（3歳以上児）		1,716	1,715	1,675	1,668	1,635
	3号認定	2歳児	630	591	593	616	638
		1歳児	552	545	559	572	584
		0歳児	261	263	265	267	269
確保方策 ②	特定教育・保 育施設※	3歳以上児	1,692	1,707	1,713	1,713	1,713
		2歳児	483	488	490	490	490
		1歳児	424	429	431	431	431
		0歳児	251	256	258	258	258
	特定地域型保 育事業※	2歳児	57	77	97	127	147
		1歳児	53	71	89	116	134
		0歳児	19	19	19	19	19
	企業主導型保 育事業※	3歳以上児	27	27	27	27	27
		2歳児	13	13	13	13	13
		1歳児	19	19	19	19	19
		0歳児	6	6	6	6	6
過不足 (②-①)	3歳以上児		3	19	65	72	105
	2歳児		-77	-13	7	14	12
	1歳児		-56	-26	-20	-6	0
	0歳児		15	18	18	16	14

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。保育事業における確保方策としては「認定こども園」と「認可保育所」が該当します。

※ 「特定地域型保育事業」とは、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受けた地域型保育事業のことで、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」等があります。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされていますが、実際には保育所等では基準の範囲内で定員を超えた受け入れを行っています。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込み（事業のニーズ量）を設定し、各年度における確保方策（事業の提供体制）の内容と実施時期を定めました。なお、地域子ども・子育て支援事業は、計画最終年度の令和11年度までに全ての量の見込みに対する確保方策を整備する必要があります。

（１）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業の概要	地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。
令和11年度の目標値	年間延べ36,610人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き、事業の提供体制を維持しながら、土曜日開所の回数増に努めます。

（年間：延べ人数・箇所）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39,535	38,418	37,501	37,199	36,610
確保方策					
延べ人数②	39,535	38,418	37,501	37,199	36,610
箇所数	5	5	5	5	5
過不足②-①	0	0	0	0	0

（２）一時預かり事業

（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育）

事業の概要	幼稚園及び認定こども園の在園児を対象に、教育課程に係る教育時間の前後に保育を行う事業です。令和5年（2023年）現在、本市では21園で事業を実施しています。
令和11年度の目標値	年間延べ41,078人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	事業者の意向を踏まえながら、一時預かり事業の円滑な実施体制の確保に努めていきます。

（年間：延べ人数・実施園数）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①					
1号認定	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029
2号認定（教育）	41,235	40,378	38,546	37,615	36,049
合計	46,264	45,407	43,575	42,644	41,078
確保方策					
延べ人数②	46,264	45,407	43,575	42,644	41,078
実施園	21	21	21	21	21
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業（保育所等）

事業の概要	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、こどもを保育所等で一時的に預かる事業です。 量の見込みは0～2歳児を対象として、設定しています。
令和11年度の目標値	年間延べ7,810人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	保育所における一時預かり事業については、認可保育所等の整備とともに拡充していきます。また、ファミリーサポートセンター事業の支援会員による支援活動を継続して行います。

(年間：延べ人数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		6,237	6,061	5,917	5,869	5,776
確保方策②	一時預かり事業(保育所等)	6,406	6,406	6,406	6,406	6,406
	ファミリーサポートセンター事業	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
過不足(②-①)		1,573	1,749	1,893	1,941	2,034

(4) ファミリーサポートセンター事業（就学児対象）

事業の概要	子育てや家事で手助けがほしい人（依頼会員）を、近隣地域に住み支援を行う人（支援会員）が、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。令和5年（2023年）時点で、依頼会員2,386人、支援会員376人、そのほか依頼会員と支援会員を兼ねる会員が63人登録しています。 量の見込みは就学児を対象として、設定しています。
令和11年度の目標値	年間延べ417人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	依頼会員と支援会員のコーディネート等の支援を引き続き実施していくとともに、支援会員の増員や既存支援会員の活動率の向上を図ります。

(年間：延べ人数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		417	417	417	417	417
確保方策②		417	417	417	417	417
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(5) 病児・病後児保育事業

事業の概要	病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。令和5年度現在、鎌倉駅周辺と大船駅周辺に1か所ずつ施設があります。
令和11年度の目標値	年間延べ1,190人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き、事業の提供体制を維持します。

(年間：延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	887	857	835	818	802
確保方策②	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
過不足(②-①)	303	333	355	372	388

(6) 延長保育事業

事業の概要	保育所の在園児を対象に、保護者の就労時間、通勤時間等の状況により、通常の保育時間を越え、時間を延長して保育を行う事業です。
令和11年度の目標値	年間573人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き、全認可保育所等での実施を目標とします。

(年間：実人数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		618	601	587	582	573
確保方策	実人数②	618	601	587	582	573
	実施園	全認可保育所等での実施				
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子・子どもの家）

事業の概要	放課後かまくらっ子は、すべての児童を対象に、放課後等の時間、安全・安心な居場所を提供するとともに、地域等の方の協力を得ながら、多様な体験・活動をとおして豊かな時間を提供する事業として、子どもの家（学童）と放課後子どもひろばを一体的に実施します。 量の見込みは子どもの家を対象として、設定しています。
今後の方向性	各小学校区において放課後かまくらっ子を実施する体制を維持します。 地域等の協力を得て実施する多様な体験・活動をきっかけに、異学年交流や地域交流を広げ、地域づくりの拠点となるよう推進していきます。 量の見込みが増加する校区については、子どもの家専用区画の面積基準を満たすよう、施設整備を行います。

（年間：登録児童数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		1,250	1,222	1,149	1,138	1,092
確保 方策	小学1年生	426	417	392	388	372
	小学2年生	330	323	303	300	288
	小学3年生	232	226	213	211	202
	小学4年生	151	148	139	138	132
	小学5年生	68	66	62	61	59
	小学6年生	43	42	40	40	39
合計②		1,250	1,222	1,149	1,138	1,092
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

※ 量の見込みの実績は4月1日時点の入所申請者数です。

第一小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	98	90	80	78	72
確保方策②	98	90	80	78	72
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

第二小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	55	50	45	45	45
確保方策②	55	50	45	45	45
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

御成小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	96	92	81	72	71
確保方策②	96	92	81	72	71
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

稲村カ崎小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	29	29	21	25	21
確保方策②	29	29	21	25	21
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

七里ガ浜小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	45	46	40	39	43
確保方策②	45	46	40	39	43
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

腰越小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	60	67	63	62	55
確保方策②	60	67	63	62	55
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

西鎌倉小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	88	88	87	89	95
確保方策②	88	88	87	89	95
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

深沢小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	93	89	89	90	79
確保方策②	93	89	89	90	79
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

富士塚小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	62	59	57	55	54
確保方策②	62	59	57	55	54
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

山崎小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	73	68	64	59	60
確保方策②	73	68	64	59	60
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

小坂小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	111	113	110	107	99
確保方策②	111	113	110	107	99
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今泉小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	43	42	44	44	36
確保方策②	43	42	44	44	36
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

大船小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	168	173	169	181	181
確保方策②	168	173	169	181	181
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

玉縄小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	131	122	112	99	94
確保方策②	131	122	112	99	94
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

植木小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	47	43	37	40	38
確保方策②	47	43	37	40	38
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

関谷小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	51	51	50	53	49
確保方策②	51	51	50	53	49
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を支援する事業で、赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が全戸訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供などをします。
令和11年度の目標値	821人を目標値として設定します。
今後の方向性	対象となる全数の訪問実施を目指します。

(人)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	795	802	808	813	821
確保方策②	795	802	808	813	821
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業の概要	保護者が病気等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。
令和11年度の目標値	年間延べ4人分の提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き提供体制が確保できるよう努めます。

(年間：延べ人数・箇所)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4	4	4	4	4
確保方策②					
延べ人数②	4	4	4	4	4
箇所数	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、助産師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。
令和11年度の目標値	年間延べ250人分の要支援・要保護児童に対する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	引き続き児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を継続していきます。

(年間：延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	250	250	250	250	250
確保方策②	250	250	250	250	250
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な出産に資するために適切な健診を行う事業です。
令和11年度の目標値	850人を対象に、11,900回の妊婦健康診査を実施する提供体制の確保を目標とします。
今後の方向性	本市では、鎌倉市妊産婦健康診査補助券を交付し、妊婦健診14回、産婦検診2回の助成を行っています。今後も補助券交付を継続し、安全・安心な出産に向けて受診の勧奨に努めます。

(年間：対象者数・延べ検診回数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	850	850	850	850	850
	検診回数①	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
確保方策②		11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(12) 利用者支援事業

事業の概要	こどもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業です。
今後の方向性	利用者の個別のニーズに対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域の利用者が相談しやすい利用者支援事業の定着を図ります。

(箇所)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策合計	9	9	9	9	9
基本型 特定型	4	4	4	4	4
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関	4	4	4	4	4

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び私学助成の幼稚園における食材費(副食費)を助成する事業です。
今後の方向性	対象世帯に対し適切な支援を行います。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
今後の方向性	地域ネットワーク調整機関職員の専門性向上を図るため、子育て支援専門家等からの助言や指導を受けるほか、地域住民に対する児童虐待未然防止の周知・啓発や子育て応援講座等を行うなど、地域における子どもを守るネットワーク機能の強化を図ります。

(15) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

事業の概要	「多様な主体が参加することを促進するための事業」として、令和3年度から国の制度として実施されました。本市でもこの制度に基づき、幼児教育・保育無償化の対象となっていない小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を提供している施設等を利用しているこどもの保護者に対し、利用料の補助を行います。
今後の方向性	申請に基づき対象施設の認定を進めるとともに、対象世帯に対し、適切な支援を行います。

(16) 産後ケア事業（新規事業）

事業の概要	専門的なケア等により、産後の心と身体の回復を図ることで、安心して子育てができるようにサポートするため、医療機関等で行う宿泊型、通所型、訪問型の事業です。 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となっていました。子ども・子育て支援法の改正に伴い、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	対象者に対し希望に応じ適切な支援を行います。

【現状】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	宿泊型			276	337	457
	デイサービス型			10	12	32
	アウトリーチ型			110	97	89

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		923	930	937	943	953
	宿泊型	695	701	706	711	718
	デイサービス型	146	147	148	149	151
	アウトリーチ型	82	82	83	83	84
確保方策②		923	930	937	943	953
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援ギフト）（新規事業）

事業の概要	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。 相談支援については、出産・子育て応援ギフト制度開始前から対象者全数へ実施してきました。 子ども・子育て支援法の改正に伴い、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。 ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援） ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）
今後の方向性	引き続き対象者全数への実施を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	850	850	850	850	850
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	必要回数①	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
確保方策②		2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(18) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

事業の概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。 令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等がいる家庭のうち、当該事業による支援が適当であると認められる全ての家庭への事業提供を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	182	182	169	169	156
確保方策②	182	182	169	169	156
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

(19) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。 令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等を対象に、当該事業による支援が適当であると認められる全ての児童への事業提供を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保方策②	20	20	20	20	20
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

(20) 親子関係形成支援事業（新規事業）

事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。 令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。
今後の方向性	“虐待事案に至る前段階で児童との関わり方を支援する“本事業の趣旨を踏まえ、支援を必要とする全ての家庭への事業周知・参加を目指します。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	35	35	35	35	35
確保方策②	35	35	35	35	35
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

(21) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

事業の概要	親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。子ども・子育て支援法の改正に伴い、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。 令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。
今後の方向性	引き続き国の動向に注視しながら、受け入れ体制の整備を進めます。

【 確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉		9,856	9,680	9,152	8,976
0歳		2,816	2,816	2,640	2,640
1歳		3,344	3,168	2,992	2,992
2歳		3,696	3,696	3,520	3,344
〈必要定員数〉		56	55	52	51
0歳		16	16	15	15
1歳		19	18	17	17
2歳		21	21	20	19

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。